# 経理部門の基本有用情報

# 今月の経理情報

今回のテーマ: 減価償却に関する税制改正について(200%定率法の導入)

# 1. 取り扱い

2012年4月1日以後に取得した減価償却資産については、定率法による償却率が20%低下します。

<事例> 取得価額 1,000、法定耐用年数 5年の資産の場合

《改正前》 1年目:1,000×0.500 = 500 (未償却残高 500 (1,000 - 500))

2年目: 500×0.500 = 250 (未償却残高 250 (500 - 250))

《改正後》 1年目:1,000×0.400=400(未償却残高600(1,000-400))

2年目: 600×0.400 = 240 (未償却残高 360 (600 - 240))

# 2. 経過措置

# 《経過措置》

2012年4月1日をまたぐ事業年度において、2012年4月1日以後に取得した定率法減価償却資産について旧償却率を適用できます(届出は不要です)。なお、2012年3月末日に決算期末を迎える法人にはこの経過措置の適用はありません。

# 《経過措置》

2012年4月1日前に取得した減価償却資産についても、届出をすることにより新償却率を適用できます。なお、経過措置の適用開始はつぎの事業年度から選択することができます。

- ・2012年4月1日をまたぐ事業年度
- ・2012年4月1日以後最初に開始する事業年度

届出書の提出期限は、上記のいずれの適用開始事業年度にかかわらず、2012年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限となるため留意が必要です。

経過措置の適用状況により、改正後に適用される定率法の償却方法はつぎのとおりです。

経過措置の 適用状況		適用される定率法償却方法(かっこ書は適用対象資産)		
		旧定率法	250%定率法	200%定率法
A	経過措置適用なし	(2007年 3月31日 以前取得 資産)	(2007年4月1日以後、かつ2012年3 月31日以前取得資産)	(2012年4月1日以後取得資産)
В	経過措置のみ適用		(2007年4月1日以後、かつ2012年4月1日 を跨ぐ事業年度末日までに取得した資産)	(2012年4月1日をまたぐ事業年 度後に取得した資産)
С	経過措置のみ適用		×	(2007年4月1日以後取得資産)
D	経過措置 及び を適 用		(2012年4月1日をまたぐ事業年度まで の2007年4月1日以後取得資産)	(2012年4月1日をまたぐ事業年度後 の2007年4月1日以後取得資産)

# お見逃しなく!

上記にかかわらず、減価償却方法を変更する場合の申請期限は「変更後の償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日」となりますのでご留意ください(法人税法施行令52)。